

平成 30 年度
財政援助団体等監査結果報告書

米原市監査委員

米 監 委 第 12 号
平成 31 年 3 月 6 日

米 原 市 長 様
米原市議会議長 様
米 原 市 教 育 長 様

米原市監査委員 古 澤 宏 之

米原市監査委員 山 本 克 巳

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出する。

なお、同条第 12 項の規定により本監査の結果に基づき、または本監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を速やかに本職まで通知されたい。

平成 30 年度 財政援助団体等監査結果報告書

一 目 次

第 1	監査の対象団体および監査対象項目等	1
第 2	監査の期間	1
第 3	監査に当たった監査委員	1
第 4	監査の方法	1
第 5	監査の着眼点	2
第 6	監査対象団体および監査対象項目の概要	4
第 7	監査結果ならびに意見および要望	9
	むすび	18

注 記

文中で使用する次の規則名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令については、法令年、法令番号などを省略した。

「米原市物品管理規則（平成 17 年米原市規則第 46 号）」→「物品管理規則」

平成 30 年度 財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査対象団体および監査対象項目等

地方自治法第 232 条の 2 の規定による補助金の交付を受けている団体のうちから下表の団体を選定し監査を行った。なお、市は、当該団体に対して複数の補助金および委託料を支出しているが、下表の 9 つの補助事業等を対象項目に選定して監査を行うこととし、その他の委託料については、関連があると判断した場合において補足的に調査を行った。

対象団体	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	
対象部局	教育部 生涯学習課 教育部 歴史文化財保護課	
対象項目	1 出資団体 法人運営 2 指定管理事業 伊吹薬草の里文化センター 3 補助事業 伊吹薬草の里文化センター施設活性化事業補助金 4 指定管理事業 伊吹山文化資料館 5 補助事業 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団補助金 6 指定管理事業 伊吹 B & G 海洋センター 7 指定管理事業 伊吹第 1 グラウンド 8 指定管理事業 伊吹第 2 グラウンド 9 指定管理事業 伊吹テニスコート	
対象年度	平成 28 年度・平成 29 年度・平成 30 年度	

第 2 監査の期間

平成 30 年 9 月 3 日から平成 31 年 3 月 1 日まで

第 3 監査に当たった監査委員

古澤 宏之、山本 克巳

第 4 監査の方法

補助事業等に係る出納その他の事務が、法令、条例、規則、要綱、経理規程等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、団体および所管課から関係書類の提出を求め、事務局職員が会計帳簿や証拠書類との照合などにより予備調査を行った。その結果を踏まえ、監査当日は監査委員が団体を訪問し、団体および所管課への聴き取りならびに現地監査を実施した。

第5 監査の着眼点

1 団体に対する監査

(1) 出資団体

- ア 団体の設立目的に沿って事業が運営されているか。
- イ 定款および経理規程等は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ウ 公益法人認定に係る関係行政庁の立入検査は実施されたか。また、立入検査において指導事項等はあったか。

(2) 指定管理事業

- ア 施設は、関係法令(条例を含む。)の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく業務の履行(協議・報告、苦情対応、第三者委託、行政財産の目的外使用、事業報告など)は適切に行われているか。
- ウ 指定管理業務の事業計画は、他の事業や自主事業とは別に作成されているか。また、会計区分は明確になっているか。
- エ 利用料金制が採用され指定管理者が定める場合、利用料金の設定や減免手続等は適正になされているか。また、管理経費へ適正に充当されているか。
- オ 利用促進のための努力はされているか。経費節減は図られているか。また、施設利用者の状況推移、入館料や施設使用料等の状況推移が把握されているか。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程や経理規程等は整備されているか。
- キ 指定管理者が管理すべき備品の維持管理は適切に行われているか。
- ク 事故発生に備えた対応など、必要な予防措置がとられているか。

(3) 補助事業

- ア 事業計画書、予算書および決算諸表は、補助金交付申請書や実績報告書と符合しているか。
- イ 補助金交付申請、実績報告、補助金請求、受領等の事務手続は適時適正に行われているか。その証拠書類は適正に保管されているか。
- ウ 計画および交付条件に基づき事業が実施され、十分な効果が上げられているか。また、補助金が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 交付申請どおりに事業が実施され、精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金は適時適正に処理されているか。
- オ 補助金を活用して施設整備を行う場合の事務手続の方法(入札執行手続、完了検査における所管課の立会いなど)は適切か。

(4) 団体の会計処理等

- ア 出納関係帳票の整備や記帳は適正に行われているか。また、領収書などの証拠書

- 類は適正に整備保管されているか。
- イ 預金通帳、通帳届出印鑑、現金等は適正に保管されているか。また、預金通帳から不明な現金の出し入れは行われていないか。
- ウ 利用料金や会費など、団体として収入すべきものは適時適正に収納されているか。
- エ 各種業務に係る完了報告書の決算状況と団体の決算とは一致しているか。
- オ 会計処理における責任体制が確立され、組織としてのチェック機能が働く環境になっているか。また、団体の監査役や監事の監査は適時適正に行われているか。
- カ 発注業務における事務手続は、市に準じるなど、より経済的で合理的な方法により行われているか。
- キ 切手やはがきなど、現金に準ずるものや有償頒布物等の受払台帳は適正に整備保管されているか。保管状況（残高）は一致しているか。
- ク 消費税等の計算や申告は適正に行われているか。

2 所管課に対する監査

(1) 出資金

- ア 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。また、有価証券の保管は良好か。
- イ 出資団体の経営成績および財政状態を十分把握し、適切な指導を行っているか。

(2) 指定管理事業

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおき、適正かつ公正に行われているか。
- イ 協定書等には必要事項が適正に記載され、協定等の締結は適正に行われているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 指定管理者に対しては適時報告を求め、調査、指導および監督を行っているか。また、事業報告書の点検は適切に行っているか。
- オ 施設の利用状況に注意を払い、利用の推奨に努めているか。

(3) 補助事業

- ア 補助金の決定は法令等に適合し、補助金交付要綱等が整備されているか。補助金の交付目的および補助対象事業（補助対象経費）の内容は明確か。公益上の必要性は認められるか。
- イ 補助金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。また、実績報告書等により補助金等の効果、条件の履行確認および補助対象経費の確認を十分行っているか。
- ウ 補助金等交付団体への交付に係る指導監督は適切に行われているか。
- エ 補助金の整理、統合、廃止等について検証を行っているか。

第6 監査対象団体および監査対象項目の概要

1 監査対象団体の概要

名 称	公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団 (以下「事業団」という。)
住 所	米原市春照 77 番地 2
代 表 者 名	代表理事 大澤 勉
設 立 年 月 日	昭和 54 年 1 月 23 日 (公益財団法人への移行日 平成 25 年 4 月 1 日)
目 的	伊吹山麓にスポーツ施設を設置して、その施設を広域的に適切かつ効率的に活用し、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティの場の提供等を通じて、地域住民の豊かな生活と活力ある地域社会の創造に寄与すること。
事 業 内 容	(1) スポーツ施設の管理運営事業 (2) 青少年の健全育成に関する事業 (3) 健康増進に関する事業 (4) 米原市におけるスポーツ・文化振興施策の達成を目的とした事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
組 織 体 制	(役員) 理事 9 人／監事 2 人／評議員 12 人 (職員) 正職員 7 人、臨時職員 16 人、パートタイム 43 人 平成 30 年 9 月 1 日現在
管 理 施 設	▽米原市指定管理施設 ・伊吹薬草の里文化センター (以下「ジョイいぶき」という。) ・伊吹山文化資料館 (以下「文化資料館」という。) ・伊吹 B & G 海洋センター (以下「B & G プール」という。) ・伊吹第 1 グラウンド (以下「第 1 グラウンド」という。) ・伊吹第 2 グラウンド (以下「第 2 グラウンド」という。) ・伊吹テニスコート (以下「テニスコート」という。) ▽滋賀県指定管理施設 ・県立伊吹運動場 (以下「県立運動場」という。) ▽財団所有施設 ・伊吹山麓青少年総合体育館 (以下「山麓体育館」という。) ・すばーく伊吹
決 算 状 況	平成 28 年度および平成 29 年度の決算状況 5 ページ貸借対照表および 6 ページ損益計算書のとおり

平成28年度および平成29年度 貸借対照表

(単位:円)

科目	平成28年度	平成29年度	増減	備考
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	13,683,935	16,382,618	2,698,683	
商品	227,319	180,585	△ 46,734	
立替金	0	8,404	8,404	
未収入金	1,512,024	1,848,843	336,819	
仮払金	12,713	0	△ 12,713	
流動資産合計	15,435,991	18,420,450	2,984,459	
2 固定資産				
(1)基本財産				
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	
(2)特定資産				
建物附属設備	0	9,458,600	9,458,600	「galleryかくとだに」整備に係る資産計上
(3)その他固定資産				
土地	37,351,776	37,351,776	0	
建物	128,948,557	123,124,539	△ 5,824,018	
車両運搬具	1	1	0	
工具器具備品	1	1	0	
固定資産合計	171,300,335	174,934,917	3,634,582	
資産の部合計	186,736,326	193,355,367	6,619,041	
II 負債の部				
1 流動負債				
買掛金	70,235	0	△ 70,235	
未払金	5,161,145	6,102,572	941,427	
前受け金	21,100	22,200	1,100	
預り金	1,612,525	1,556,772	△ 55,753	
未払消費税等	2,903,200	964,400	△ 1,938,800	
借受金	0	5,000	5,000	
流動負債合計	9,768,205	8,650,944	△ 1,117,261	
2 固定負債				
	0	0	0	
固定負債合計	0	0	0	
資産の部合計	9,768,205	8,650,944	△ 1,117,261	
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
指定正味財産	5,000,000	14,458,600	9,458,600	
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0	
(うち特定資産への充当額)	0	9,458,600	9,458,600	
2 一般正味財産				
一般正味財産	171,968,121	170,245,823	△ 1,722,298	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	
正味財産合計	176,968,121	184,704,423	7,736,302	
負債および正味財産合計	186,736,326	193,355,367	6,619,041	

※ 上記貸借対照表は、事業団の評議員会に提出された決算書類を要約したものである。

※ 両年度とも、3月末現在の数値である。

平成28年度および平成29年度 損益計算書

(単位:円)

勘 定 科 目	平成28年度	平成29年度	主な内容
売 上 高	1,905,272	2,264,682	薬草風呂商品販売売上
受 講 料	4,087,621	3,962,740	講座受講料
施 設 使 用 料	28,521,051	26,014,371	各施設使用料および入館料・薬草風呂利用料・行政財産使用料
事 業 収 入	1,936,576	1,880,200	コンサートチケット売上等
補 助 金	15,282,000	25,260,000	[市]伊吹薬草の里文化センター施設活性化事業補助金(H29のみ) [市]伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団補助金
指 定 管 理 料	77,227,000	77,823,000	[市]市指定管理施設 6施設 [県]県指定管理施設 1施設
受 託 事 業 費	17,057,360	17,714,360	[市]米原創生官民連携パートナーシップ事業補助金 [市]放課後児童クラブ運営業務 [市]教育の森維持管理業務
そ の 他	1,378	551	基本財産定期預金利息
売 上 高 合 計	146,018,258	154,919,904	
売 上 原 価	1,451,926	1,433,584	
売 上 総 損 益	144,566,332	153,486,320	
役 員 報 酬	308,000	330,000	
報 償 費	606,975	810,079	講師謝礼
人 件 費	57,211,659	56,436,852	職員給与・退職共済・法定福利費・福利厚生費
旅 費 交 通 費	145,462	250,200	
事 務 費	5,249,913	5,885,285	通信費・消耗品費・食糧費・印刷製本費
修 繕 料	2,641,776	3,344,975	
燃 料 費	4,929,381	5,523,765	
水 道 光 熱 費	23,167,104	20,354,842	
賃 借 料	1,891,320	1,684,005	賃借料・リース料
保 険 料	973,980	993,752	
委 託 料	15,198,540	13,588,642	保守点検等施設管理業務・文化資料館管理環境業務等
手 数 料	700,198	623,376	
広 告 宣 伝 費	107,239	667,690	
事 業 費	6,105,729	8,313,248	イベント開催経費・講座経費
そ の 他 事 業 費	16,052,565	18,002,806	官民連携パートナーシップ事業・放課後児童クラブ運営等
諸 費	756,625	932,139	車両維持費・支払負担金・雑費・接待交際費・会議費等
公 租 公 課 費	5,328,750	4,928,800	
減 価 償 却 費	6,089,115	5,824,018	
販 売 管 理 費 計	147,464,331	148,494,474	
営 業 損 益	△ 2,897,999	4,991,846	
営 業 外 収 益	1,311,214	2,766,656	受取利息・雑収入
営 業 外 費 用	0	0	
経 常 損 益	△ 1,586,785	7,758,502	
特 別 利 益	0	0	
特 別 損 失	0	0	
税引前純損益金額	△ 1,586,785	7,758,502	
法 人 税 等	22,200	22,200	
純 損 益 金 額	△ 1,608,985	7,736,302	

※ 上記損益計算書は、事業団の評議員会に提出された決算書類を要約したものである。

※ 両年度とも、3月末現在の数値である。

2 監査対象項目の概要

(1) 出資金

出 資 年 度	昭和 54 年度
出 資 金 額	5,000,000 円
出 資 者	米原市（旧伊吹町）

(2) 補助事業

補 助 金 名	伊吹薬草の里文化センター施設活性化事業補助金	
趣 旨	ジョイいぶきの施設の活性化を図るため、事業団が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
補助対象経費	平成 29 年度に実施するジョイいぶきにおける薬草を通じた観光の拠点化に向けた事業に要する経費	
	報 償 費	外部専門家に対する謝礼
	旅 費	外部専門家の招へいに要する旅費、視察研修旅費
	需 用 費	消耗品費、食糧費（講師賄等に限る。）、印刷製本費
	委 託 料	施設等整備の設計監理に係る経費
	工事請負費	施設等整備に係る経費
	原 材 料 費	施設等整備に係る材料の購入経費
	そ の 他	事業の実施に必要であると市長が認める経費
補 助 金 の 額	補助対象経費の 10 分の 10 以内で、予算で定める額が上限	
交 付 額	平成 29 年度 10,000,000 円	

補 助 金 名	伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団補助金	
趣 旨	青少年の文化および生涯スポーツの普及振興を図るため、事業団が所有する施設の管理運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
補助対象経費	事業団が所有する施設（山麓体育館、すぱーく伊吹）の管理運営に要する経費	
	役員報酬、職員給与・手当、賃金、法定福利費、交際費、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、賃借料	
補 助 金 の 額	補助対象経費から次の収入合計額を控除した額	
	使用料収入、事業収入、雑収入、前年度繰越金	
交 付 額	平成 28 年度	15,260,000 円
	平成 29 年度	15,260,000 円
	平成 30 年度	15,260,000 円

(3) 指定管理事業〔市〕

ア 施設について

対 象 施 設	ジョイいぶき	文化資料館	スポーツ施設(※)
設 置 目 的	生涯学習の充実と健康づくりの推進および地域文化の振興を図る。	伊吹山に抱かれた郷土の自然、歴史、民俗等に関する資料を保存し、かつ、その活用を図り、市民文化の向上および文化財保護思想の普及を図る。	〔B & Gプール〕 海洋性スポーツ・レクリエーション等を通じて、市民の体力の向上と豊かな人間性を養い、青少年の健全育成を図る。 〔その他施設〕 市民の心身の健全な発達と文化、体育、スポーツの普及および振興を図る。
施 設 構 成	公民館、ジョイホール、薬草風呂、ハーブラウンジ、薬草園、芝生広場、付帯施設	資料館、付帯施設	プール、第1グラウンド、第2グラウンド、テニスコート、付帯施設
市公共施設再編計画（平成25年10月策定）における施設の方向性	〔転用〕地理的条件を考慮し、当面は伊吹地域の公民館とするが、今後はコミュニティセンターへの機能変更を検討。薬草風呂の管理は、今後の収支状況を含めて検討	〔更新〕文化資料館友の会の活動が活発であり、地域に必要な施設であることや全国の廃校50選にも選ばれており、耐震改修を行う方向で更新	〔維持〕プールは伊吹地域の学校プールとして利用、第1グラウンドも地域利用されており維持。第2グラウンドは無償借地で、第1グラウンドとあわせて有効利用できるため維持

イ 指定管理について

対 象 施 設	ジョイいぶき	文化資料館	スポーツ施設(※)
選 定 方 法	公募	公募	公募
基本協定締結	平成29年1月27日	平成27年2月23日	平成27年1月30日
指 定 の 期 間	平成29年(2017年)4月1日から 平成34年(2022年)3月31日まで (現在3期目)	平成27年(2015年)4月1日から 平成32年(2020年)3月31日まで (現在3期目)	平成27年(2015年)4月1日から 平成32年(2020年)3月31日まで (現在3期目)
指 定 管 理 料	平成28年度 50,975,000円 平成29年度 51,571,000円 平成30年度 51,571,000円	平成28年度 8,801,000円 平成29年度 8,801,000円 平成30年度 8,801,000円	平成28年度 15,272,000円 平成29年度 15,272,000円 平成30年度 14,836,000円

* スポーツ施設は、B & Gプール、第1グラウンド、第2グラウンド、テニスコートの4施設一括で指定管理事業に係る基本協定が締結されている。

第7 監査結果ならびに意見および要望

事業団の事業執行については、各施設の指定管理事業の基本協定書および補助事業の事業計画に基づき、創意工夫を凝らしながら事業を実施されていることが認められた。出納その他の事務についても、経費節減に努めながらおおむね適正に執行されていると認められた。所管課にあっては、各事業報告書等の検証や適正な指定管理料の積算に努めるとともに、事業団に対して適時適正な助言を行い、より効果的な事業展開が図られるよう取り組まれない。

なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で伝えたが、改善を検討いただきたい諸点について、意見および要望として以下記述する。

(1) 指定管理事業における備品管理について

【概要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	その他(管財課・会計室)	事業団
	○	○	○	○

市が指定管理者に無償で貸与している備品（Ⅰ種）が経年劣化等により業務に利用できなくなった場合、基本協定書では指定管理者が市と協議した上で廃棄や購入等を行い、業務報告書によりその異動状況を報告することとされている。所管課は、その報告に基づき、物品管理規則の定めに従って市の備品台帳に反映させる必要がある。

【問題点】

指定管理事業に係る執行詳細を総勘定元帳で確認したところ、シュレッダーや事務机等、備品として取り扱うべき物品を購入されていたものの、業務報告書にその記載がないものが見受けられた。事業団に聴き取りを行ったところ、市と事業団とで備品として取り扱う金額基準に差異があるため報告対象として認識されておらず、所管課が適切な実績確認および指導を行っていないことが原因であった。所管課は、事業団と協議調整の上、必要な諸手続等を行い、各指定管理業務における適正な備品管理に努められたい。

なお、このことは、事業団が受託している指定管理施設だけに限らず、他の指定管理施設においても同様の問題が発生していることが推察される。指定管理事業を統括する管財課にあっては、備品の取扱基準を明確に示した上で、全ての指定管理施設で統一的な取扱いが行われるよう所管課への周知徹底を図るとともに、業務報告書様式に所管課の確認欄を設けるなど、市の備品台帳への登録が漏れなく行われるよう改善を図られたい。

また、上記の経緯から、過去に指定管理者が指定管理料で購入した備品のうち、市の備品台帳に適切に登録されていない備品が存在していると考えられる。このため、備品管理を統括する会計室にあっては、関係所管課に対して実態を把握し適正な台帳管理を行うよう指導されたい。

(2)「伊吹薬草の里文化センター施設活性化補助金」について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	○	—	○

平成 29 年 8 月に、事業団が行う薬草を生かしたまちづくり事業に活用してほしいとの意向で、篤志家から 10,000 千円の寄付が寄せられた。市は当該寄付を「米原ガンバレ！ふるさと応援寄付金」として受け入れ、薬草を通じた観光の拠点化に向けた施設整備等を支援するための財源とし、「伊吹薬草の里文化センター施設活性化補助金要領」を制定して、事業団に補助金を交付した。事業団はこの補助金を活用し、施設内の展示ホールを「Gallery^{ギャラリー}かくとだに」として同年度中に整備を行った。

指定管理の基本協定書第 9 条第 2 号において、指定管理施設の改修や意匠の変更を行う場合、市が直接執行すると定められているが、今回は、当該施設の指定管理業務を担っている事業団のノウハウを生かすこと、また寄付者の意向を少しでも早く具現化することなどを理由として、例外的に補助事業として執行された。

なお、使途が指定された寄付金を財源とする補助金も公金であることに代わりがないため、執行に当たっては、改修工事等が安易に随意契約によることのないよう事業団と調整することについて、財政課から所管課に指示が出されていた。

【問題点】

概要の経緯のとおり、市は例外的な対応として公共施設の改修を事業団による補助事業として執行した。この結果、伊吹山の眺望を生かした間取りで、薬草をテーマにした雰囲気ある空間づくりが行われたことは高く評価できるが、市の手続が適切であったかという点については、次の点で疑問が残る。

まず、今回の事業執行に当たっては、関係各課の協議により、事業団のノウハウを生かした改修や寄付者の意向を重視した資金活用を理由として補助事業を選択したが、そもそもこの方法は指定管理の基本協定書に基づかない行為である。事業団の提案を聴き取り、寄付者に説明を尽くすことにより、原則に則って市が直接執行すべきであったと考える。

また、補助金の交付決定通知を確認したところ、事業で構築した財産を市に帰属させる旨の交付条件が付されておらず、所管課によると平成 30 年度中に当該財産を事業団が市へ寄付される予定で、最終的に市に財産を帰属できるよう協議しているとのことであった。

以上のことから、市は、本件を補助事業で執行したことについて事務手続や財産帰属の観点から市民への説明ができるよう検証を行い、今後同様の案件があった場合の対応にかなげられたい。

また、今回の改修で施設の機能向上が図られたため、ギャラリーが有効活用されるよう、所管課と事業団が連携し、利用推奨に努められたい。

(3) 文化資料館における学芸業務の予算執行について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	—	○	○

文化資料館の指定管理者業務仕様書において、市と指定管理者との業務区分が定められている。企画展や教育普及活動などの学芸業務および当該業務に係る予算執行は、市が運営主体として位置付けられ、指定管理者はその補助を行うこととなっている。

【問題点】

文化資料館においては、地域の特色を生かした学芸業務が積極的に展開されており、高く評価するところである。しかし、学芸業務の予算執行状況を確認したところ、「いぶき歴史アカデミー」は所管課の予算で直接執行していたものの、「古文書に親しもう！」は指定管理事業として執行しており、学芸業務の予算執行は市が主体になるという指定管理者業務仕様書の記載事項と一致しない処理が見受けられた。所管課に聴き取りを行ったところ、文化資料館の発案で始まった事業の一部は、学芸業務であっても市の予算で執行しておらず、十分整理できていないとのことであった。

また、「こども体験教室いぶきまるかじり隊」については、参加者から徴収した年会費をもとに通年の運営経費が支払われ、実費負担を講座ごとに精算されていた。これらの証拠書類はおおむね適正に管理されていたものの、市と事業団双方の会計を介さず経理されていた。

指定管理事業において、執行区分は指定管理料の積算や事業に伴うインセンティブの額に影響するものである。所管課は事業の実施主体と執行区分について改めて確認を行い、より合理的な方法で会計処理が行えるよう整理されたい。また、体験教室については、いずれか適切な会計に組み入れるよう事業団と協議し、会計の透明性確保に努められたい。

(4) 文化資料館における有償頒布物の取扱いについて

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	—	○	○

文化資料館では、施設利用者への情報提供の一環として、市が刊行した書籍をはじめ、伊吹山に関するパンフレットや冊子等の有償頒布物を販売している。市の頒布物は、文化資料館が半期ごとに棚卸を行って販売代金を市へ払い出した後、所管課が市の一般会計で受け入れる手順で処理されている。

【問題点】

市が発刊している有償頒布物について、平成 27 年度から平成 30 年度における文化資料館での販売代金の払出し状況と、市の一般会計での受入額との突合確認を行った。その結果、文化資料館からは、毎年度市へ払出しが行われていたものの、市の一般会計では、平成 27 年度分が平成 28 年度にまとめて入金されていたほか、平成 29 年度分は調査日時点で入金を確認できなかった。所管課に聴き取りを行ったところ、平成 27 年度分および平成 29 年度分とも入金漏れがあったとのことで、平成 29 年度分の現金は、所管課に保管されたままになっていたため、監査の調査結果を受けて、即日一般会計への入金処理が行われた。

上記の点について、処理方法が会計年度独立の原則に反していることはもちろんのこと、販売代金が入金されずに放置されていたことは、市民からの信頼を損なう行為である。所管課は、定期的に複数人体制で入金状況の確認を行うなど、内部統制が機能する対策を早急に講じ、今後の対応に反映されたい。

なお、事業団が市の有償頒布物を販売する根拠を確認したところ、基本協定書において市と指定管理者との業務区分の中で明確に示されていなかった。市の公金となる現金収受を伴う業務であることから、所管課はこの点についても早急に整理を行い、対応されたい。

(5) 文化資料館における利用料金の免除について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	—	○	○

米原市文化資料館条例第5条において文化資料館の入館料について定められており、指定管理者である事業団は、第19条第1項に基づき、資料館の利用料金を事業団の収入として収受している。また、同条第5項において、指定管理者は特別な理由があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを減額し、または免除することができると規定されている。

【問題点】

資料館における利用料金の取扱状況について所管課に聴き取りを行ったところ、所管課は従来から独自に定めている「資料館の利用料免除にかかる取扱い内規」に基づき、市内の社会教育団体や社会福祉団体がその目的達成のために行う事業で使用するときは、利用料金を免除しているとのことであった。また、文化資料館は建物が古く、エレベーターや手すりなどの配慮が行き届いていないため、運用上、障がい者や福祉サロンの高齢者についても利用料金を徴収していないとのことであった。

過去からの経緯を確認したところ、これらの免除については、庁議を経て組織的に決定されたものではなかった。所管課は、他の資料館等との公平性や合理性を検討した上で条例等を整理し、根拠に基づく事務手続が行えるよう免除基準を明確にされたい。

(6)「伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団補助金」の対象経費について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	○	—	○

山麓体育館およびすば一く伊吹は、事業団が所有する施設であるが、実質的には地域における市の社会体育施設としての役割を担っていることから、市は人件費を含めた施設の運営に係る経費を補助金として交付している。なお、補助金の額は、7ページに記載のとおり、補助対象経費から施設使用料等の収入合計額を控除した額である。

【問題点】

当該補助事業は、補助金の趣旨および事業計画書に沿っておおむね適正に実施され、適切な時期に諸手続が行われていることを確認した。しかしながら、補助金の精算内容を確認したところ、平成 28 年度および平成 29 年度ともに補助対象経費から施設使用料や講座受講料等の収入額を控除せずに補助金の額が確定されており、補助金交付要領に基づく対応になっていなかった。所管課は、十分な実績確認を行った上で、補助金交付要領に基づき適正に補助金を交付されたい。

なお、事業団の経理上の勘定項目の名称が補助金の対象経費の項目と一致していないことから、租税公課のほか著作権料や放送受信料などの雑費が、実質的に施設運営に係る経費であっても補助対象外経費として処理されていた。一方で、経理システムの管理に係る委託料などは、全額を補助対象経費として処理されていたが、指定管理事業との按分が必要であったと思われる。所管課は、実態に即した経費認定を行うとともに、必要に応じて補助金交付要領の改正を検討されたい。

(7) スポーツ施設の指定管理事業における実績について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	○	—	○

市が事業団に指定管理業務を委託しているスポーツ施設は、B＆Gプール、第1グラウンド、第2グラウンド、テニスコートの4施設で、施設ごとに指定管理料を積算した上で合算し、基本協定書は一本化して締結している。

平成28年度および平成29年度の業務報告書における管理運営業務収支決算の状況は、次のとおりである（要約掲載）。各施設とも利用料金制度を導入しており、指定管理者の経営努力により発生する利益は、インセンティブとして付与するため原則精算しないこととなっている。

管理運営業務収支決算書

▼平成28年度

(単位：円)

項目	B&Gプール	第1グラウンド	第2グラウンド	テニスコート	合計
利用料金等収入	326,431	411,325	165,710	409,509	1,312,975
指定管理料	12,250,000	2,411,000	331,000	280,000	15,272,000
収入合計 (A)	12,576,431	2,822,325	496,710	689,509	16,584,975
支出合計 (B)	9,827,571	2,360,290	228,863	176,612	12,593,336
収支の差 (C=A-B)	2,748,860	462,035	267,847	512,897	3,991,639

▼平成29年度

(単位：円)

項目	B&Gプール	第1グラウンド	第2グラウンド	テニスコート	合計
利用料金等収入	347,050	405,018	137,507	440,110	1,329,685
指定管理料	12,250,000	2,411,000	331,000	280,000	15,272,000
収入合計 (A)	12,597,050	2,816,018	468,507	720,110	16,601,685
支出合計 (B)	9,216,754	2,012,854	329,788	228,548	11,787,944
収支の差 (C=A-B)	3,380,296	803,164	138,719	491,562	4,813,741

【問題点】

概要の表のとおり、平成28年度および平成29年度とも、特にB＆Gプールの収支差額が大きくなっていったほか、テニスコートの収支差額も指定管理料を大幅に上回っていた。

この状況について所管課に聴き取りを行ったところ、B＆Gプールは、所長級の職員を配置することとして指定管理料を積算しているが、事業団の運営上、所長は山麓体育館と兼務しているため実績では臨時職員での対応になっていたことや、プール監視員が確保できなかった際に事業団の職員で対応したことで人件費が抑制されたことが主な要因とのことであった。また、テニスコートは、屋外照明の電気代を含めて指定管理料を積算しているが、電気メーターがB＆Gプールに統合されているため、テニスコート分として電気代を分けることができず経費が明確になっていない状況であった。一方で、利用者からの照明利用料は当該科目で受け入れているため、結果的に収支差額が大きくなっていった。

いずれの施設についても、協定書に基づく業務をおおむね適正に履行されていることが確認できたものの、実際の職員配置による人件費と諸経費の支出区分について指定管理料の積算と差異があり、単純に比較できない状況にあった。所管課は、実績を十分に検証して今後の指定管理料の積算に反映するとともに、指定管理事業と補助事業とで人員を兼務

させた場合の経費精算の考え方について説明責任が果たせるよう整理されたい。

なお、スポーツ施設の運営においては、利用者の安全を確保することが最優先であり、万一、事故等が発生した場合に過失責任を問われることがないように適正な人員配置を行わなければならない。このため、指定管理料の積算において人員配置を検討する際や、モニタリング等で事業の遂行状況を把握する際には、この点について十分な確認を行われたい。

（８）施設の今後の方針と耐震化について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	○	○	—

米原市公共施設再編計画（平成 25 年 10 月策定）では、各指定管理施設に係る今後の方向性について、8 ページのとおり示されている。このうち文化資料館については、耐震化が未対応（昭和 49 年建設）であり、同計画では改修を行う方向で更新すると位置付けられている。また、事業団が所有する山麓体育館についても、耐震化が未対応（昭和 55 年建設）となっている。

【問題点】

概要のとおり、文化資料館は、耐震改修を行って施設を存続していくという方向性が示されているものの、廃校舎を利用した施設で避難所に指定されていないこともあり、有効な財源が見い出せないため耐震化への対応が進んでいない。利用者の安全確保はもちろんのこと貴重な民俗文化資料も保管されているため、改めて関係課と協議の上、耐震化の進め方について協議されたい。

また、山麓体育館については、当時の伊吹町が事業団を立ち上げて施設を整備した経緯があり、施設の管理運営費の全額を補助しており、実質的に市の施設としての役割を担っている。他の公共施設では、公共施設再編計画等で今後の施設の在り方や改修方針が示されていることから、当該施設についても今後の方向性と耐震化の対応について政策判断を行い、利用者の安全確保に向けた取組を進める必要があると考える。

(9) 事業団の経理体制について

【概 要】

意見 区分	生涯学習課	歴史文化財保護課	事業団
	—	—	○

事業団では、法人の会計処理において、施設ごとに勘定を区分して経理を行っており、事務局次長がその統括を担っている。平成 30 年度からは新たな経理システムが導入された。

【問題点】

経理規程の整備状況について事業団に確認したところ、経理規程の案は作成されていたものの、正式に決定されたものではなく、案に準じた運用も行っていないとのことであった。会計処理に関する基本的なルールやプロセスを定めておくことは、内部統制の観点からも重要であるため、経理規程を整備し、より会計の透明性を図ることができるよう努めていただきたい。

また、事業団では、指定管理事業や補助事業のほか、放課後児童クラブの運営事業を受託しているなど事業の幅が広く、経理が複雑であった。新しい経理システムを活用して事業間の経費按分を行うなど合理化を進められているが、実質的に担当者が 1 人で経理を行っており、その負担が大きいように見受けられた。こういったことから、事業団は、経理面において内部統制上の相互牽制が働くよう、複数人で対応可能な組織づくりに努めていただきたい。

なお、事業団が行う事業の財源の大部分は市民の税金であることから、今後も透明性と適法性を確保した事業運営をお願いしたい。

むすび

今回の財政援助団体等監査を通じて、事業団が、地域住民との連携を大切にしながら、工夫を凝らした事業展開や、利用者に寄り添った施設運営を行われていることが認められた。特に、薬草や伊吹山、ホッケーなど、地域の特徴を生かした取組を通じて、地域情報の発信に大きく寄与されていることは、高く評価したところである。

一方、今回の監査の過程において、指定管理施設における人材確保の課題や備品管理の実態等を把握できたため、今後、他の監査において注視していきたい。

なお、今回の報告書において9件の個別意見を述べたが、所管課の認識が不足し適切な指導が行えていなかったことや、実績確認が形式的になっていたことなどが、それぞれの問題に共通する要因と考える。各事業がより効果的に実施されるためにも、所管課は、指定管理事業および補助事業について、事業団に一任することなく、適時適正な指導や助言が行えるよう研鑽を積まれない。